⑷　ＰＣＢ処分費用引当金
法令、中期計画等に照らして客観的に財源が措置されていることが明らかでないＰＣＢ処分費用の見積額を計上しております。

４．有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的債券につきまして、償却原価法（定額法）を採用しております。

５．たな卸資産の評価基準及び評価方法
評価基準：低価法
評価方法：移動平均法
ただし、医薬品及び診療材料については、当分の間、評価方法は最終仕入原価法によります。

６．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

７．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法
⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法
沖縄県の条例等に定められた金額及び近隣の賃貸借料を参考に算出しております。
⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率
決算日における10年もの国債（新発債）の利回りは▲0.050％であったが、「国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の算定に係る利回りについて（通知）」（平成28年４月14日付け28文科高第63号）に基づき、０％で計算しております。

８．リース取引の会計処理
リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

９．消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によります。

Ⅱ．会計方針の変更
改訂後の国立大学法人会計基準等を当事業年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を職員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。
また、「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（国立大学法人会計基準等検討会議　平成28年２月１日改訂）」及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針（文部科学省　日本公認会計士協会　平成28年４月21日最終改訂）」に従って、当事業年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を、臨時利益の区分において「退職給付引当金戻入益」として計上しております。
この結果、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、当期純利益が31,510,115円増加しています。また、国立大学法人等業務実施コストが31,510,115円減少しています。

Ⅲ．貸借対照表関係
利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの
①　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

（単位：円）

附属病院に関する借入金の元金償還額の累計	12,729,123,795
当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計	7,139,693,953
利益剰余金に与える影響額（差引き）	5,589,429,842

②　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの
法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費等に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額の累計　1,073,826,910
③　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる未収附属病院収入のうち、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　148,389,951
④　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　257,930,132
7,069,576,835

Ⅳ．損益計算書関係
当期総利益のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの
①　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

（単位：円）

附属病院に関する借入金の元金償還額	834,621,738
当該借入金により取得した資産の減価償却費	467,599,698
当期総利益に与える影響額（差引き）	367,022,040

②　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの
法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費等に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額　105,699
367,127,739

Ⅴ．減損に関する注記事項
１．減損を認識した固定資産
該当事項はありません。
２．減損の兆候が認められた固定資産

用　途	電話加入権
種　類	電話加入権
場　所	沖縄県中頭郡西原町
帳簿価額	2,432,000円
認められた減損の兆候の概要	市場価格（正味売却価額）の著しい下落（50％以上）
減損を認識しなかった根拠	正味売却価額により市場価格の著しい下落が認められたが、使用価値相当額（ＮＴＴの公示価格）が帳簿価格を上回っていることから減損を認識しておりません。